別記

第１号様式（第６条）

多古町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

年　　月　　日

多古町長　　　　　　　　　様

申請者　住　所

氏　名　　　　　　　　　　印

　　年度において合併処理浄化槽を設置したいので多古町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第６条の規定により下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 設置場所 | 多古町 |
| 交付申請額 | 金　　　　　　　　　　円 |
| 住宅等所有者 |  |
| 予定工事期間 | 年　　　月　　　日～　　　　　年　　　月　　　日 |
| 添付書類 | 1. 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認書の写し 2. 合併処理浄化槽の設置場所の案内図、平面図及び排水系統図 3. 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書 4. 工事見積書の写し 5. 工事請負契約書の写し 6. 合併処理浄化槽の構造図 7. 申請者の属する世帯全員に、町税等の滞納がないことを証する書類 8. 登録証の写し及び管理票（Ｃ票） 9. 担当浄化槽設備士が国庫補助の工事ができる資格を有する証の写し 10. 機能保証登録証 11. 既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の現状と転換計画を示した書類（第5条第2号又は第3号による補助金申請者のみ） 12. その他町長が必要と認める書類 |
|
| 私が属する世帯の世帯員の町税等の納付状況等を町長が確認することに同意します。  　　　　　　　年　　　月　　　日  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　自署 | |

第４号様式（第８条第１項）

多古町合併処理浄化槽設置整備事業変更承認申請書

年　　月　　日

多古町長　　　　　　　　　様

補助対象者

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　印

年　　月　　日付け多古町指令第　　　号で補助金交付決定を受けた合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので申請します。

記

１．補助金申請内容の変更

２．補助事業の中止

３．補助事業の廃止

（理由）

第６号様式（第９条）

多古町合併処理浄化槽設置整備事業補助金実績報告書

年　　月　　日

多古町長　　　　　　　　　　様

補助対象者

住　所　多古町

氏　名　　　　　　　　　　　　印

年　　月　　日付け多古町指令第　　号で補助金交付決定のあった合併処理浄化槽設置整備事業が完了したので、多古町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第９条の規定により下記のとおり報告します。

記

１．補助金交付決定額　　金　　　　　　　　　円

２．事業完了年月日　　　　　　　年　　月　　日

３．添付書類

(1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し

(2) 浄化槽法第7条に係る費用を納付したことを証する書類

(3) 浄化槽の保守点検を委託により実施する場合にあっては、浄化槽

保守点検業者が浄化槽法第11条第1項に規定する検査の受検手続き

を行うことを証する書類の写し

(4) 浄化槽の保守点検を浄化槽管理者が行う場合にあっては、浄化槽法

第11条第1項に規定する検査の受検を契約したことを証する書面

の写し

(5) 施工に係る写真

(6) 施行結果報告書

(7) 工事請求書又は領収書の写し

(8) 住民票(転居及び転入を伴う場合)

(9) 浄化槽法第10条を遵守することを誓約する書面

(10) その他町長が必要と認める書類

第８号様式（第１１条）

多古町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付請求書

年　　月　　日

多古町長　　　　　　　　　様

補助対象者

住　所　多古町

氏　名　　　　　　　　　　　　印

年　　月　　日付け多古町達第　　号で額の確定のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金を、多古町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第１１条の規定により、次のとおり請求します。

金　　　　　　　　　　　　円

振込先

金融機関名

本・支店名

口座種別　　　　　　普 通 ・ 当 座

口座番号

フリガナ

口座名義人

第9号様式（第4条第3項関係）

住所移転に関する誓約書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　多古町長　　　　　　様

申請者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　印

電話番号

私は、多古町合併処理浄化槽設置整備事業補助金を交付申請するにあたり、多古町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第9条に規定する実績報告書提出までに下記の住所に住民登録を移転することを誓約します。

記

１．住　所

２．転入・転居予定日　　　　　　　年　　月　　日

別紙1

工事請負契約書

第1条　発注者　　　　　　　　　　　　（以下、「甲」という。）及び浄化槽工事業

者　　　　　　　　　　　　　　（以下｢乙｣という｡）は、多古町合併処理浄化槽設

置整備事業補助金の交付を受けて甲が行う合併処理浄化槽の設置工事に関し、対等な

立場でこの契約を締結し、信義を守り誠実にこれを履行する。

第2条　この契約書は、次に掲げる工事に適用される。

工事の場所

工事の期間　　　　　　年　　月　　日～　　　　年　　月　　日

設置する浄化槽

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第4条第1項の規定による構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という｡）除去率90％以上・放流水のBODが20ｍg/㍑（日間平均値）以下の機能を有するところの、別添図面及び仕様書に係る合併処理浄化槽

工事の請負代金及び支払い方法

金額　　　　　　　　　　　円

支払方法　　　1　現金　　　　2　その他（　　　　　　　　　　　）

第3条　乙はこの契約と添付の図面及び仕様書に基づき、前条の期間内に工事を完成して契約の目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、引渡しと引き換えにその請負代金全額の支払いを完了する。

第4条　乙は、この契約に係る工事を、浄化槽法第29条第3項に従い、浄化槽設置士　　　　　　　　　　　　に実地に監督させ、又は自ら浄化槽設備士の資格を有して、工事を実地に監督しなければならない。

第5条　甲及び乙は、この契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡又は継承させてはならない。ただし、相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

第6条　乙は、この契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、予め甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

第7条　乙は、浄化槽法第4条第3項の規定による浄化槽工事の技術上の基準及び多古町が定める工事の基準に従って工事を行わなければならない。

第8条　甲は、やむを得ない場合には、工事内容を変更し、又は工事着手を延期し、若しくは工事を一時中止することを求めることができる。この場合において、請負代金額又は工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

2　本条による変更、延期、又は中止による損害は乙の責に帰すべき場合を除き、甲が負担する。

第9条　乙は、乙の責に帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して遅滞なく、その事由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合においてその延長日数は、甲乙協議して定める。

第10条　工事の完成引き渡しまでに工事目的物その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲の負担とする。

第11条　乙は、工事のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

第12条　乙は、多古町が定める多古町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき、所定の期間内に所定の書類及び写真を、甲に提出しなければならない。

第13条　甲は、工事が本契約の規定又は第7条に定める基準に適合しないと認めるときは、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求することができる。

2　甲は、浄化槽法第7条の規定により、水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代わる損害賠償を請求することができる。

3　前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合には、することができない。

第14条　瑕疵の修補又は損害賠償請求権の行使は、引き渡し後5年以内に行わなければならない。

第15条　次の各号の一に該当するときは、甲又は乙は催告その他何等の手続きを要せずこの契約を解除することができる。

(1)　第1条に基づく多古町合併処理浄化槽設置整備事業補助金が交付されないこととなったとき。

(2)　工事用地につき、工事施工が著しく困難と判断される瑕疵が発見されたとき。

2　前項により、この契約が解除された場合、乙はこの契約の履行のために乙において要した費用及び乙において甲のために既に支出した立て替え金を甲に請求することができる。

第16条　甲は乙が工事を完成するまでは、乙の損害を賠償して、この契約を解除することができる。

2　甲は乙の契約違反によりこの契約の目的を達することができなくなったと認めるときは、催告その他何等の手段を要せず、この契約を解除することができる。この場合、甲は甲の被った損害を乙に請求することができる。

第17条　次の各号の一に該当するときは、乙の催告その他何等の手続きを要せず、この契約を解除することができる。

(1)　第8条に基づき、工事が一時中止され又は甲の責に帰すべき事由により着工期日が延期された場合に、工事の一時中止又は着工期日の延期の状態が10日以上継続したとき。

(2)　甲が請負代金を所定の期日に支払わなかったとき又は請負代金の支払い能力を欠くことが明らかになったとき。

(3)　甲がこの契約に違反し、その結果、この契約を履行できなくなったと乙が認めたとき。

2　前項によってこの契約が解除された場合は、甲は乙の損害を賠償するこもとする。

第18条　乙の責に帰すべき事由により、標記引渡期日（工期が変更された場合は、変更後の工期に基づいて定められる引渡期日）までに工事の目的物を引き渡すことができない場合は、甲は遅滞日数1日につき請負代金総額の　　分の1の違約金を請求することができる。

2　甲がこの契約に基づいて、乙に支払うべき金員を所定の期日までに支払わないときは、甲は当該金員につき、支払い期日の翌日から支払い完了の日まで日歩　　銭の割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。

第19条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上定めることとする。

以上契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印の上各自1通を保有する。

年　　月　　日

甲　注文者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　請負者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

浄化槽工事登録番号：

又は届出番号：

別紙2

既存単独処理浄化槽の現況と転換計画

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1．申請者 | 住所 |  | |
| 氏名 |  | |
| 電話番号 |  | |
| 2．既存単独処  　　理浄化槽 | メーカー名 |  | |
| 型式 |  | |
| 人槽 |  | |
| 処理方式 | (1)腐敗  (3)分離ばっき | (2)全ばっき  (4)分離接触ばっき |
| 設置場所 | 別紙のとおり | |
| 3．転換計画 | (1)全部撤去　　(2)その他（　　　　　　　　） | | |
| 4．備考 | | | |

別紙3

くみ取り便槽の現況と転換計画

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1．申請者 | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| 2．くみ取り便槽 | メーカー名 |  |
| 型式 |  |
| 人槽 |  |
| 設置場所 | 別紙のとおり |
| 3．転換計画 | (1)全部撤去　　(2)その他（　　　　　　） | |
| 4．備考 | | |

別紙４

浄化槽施工結果報告書

設置者の住所・氏名

設置場所

施設の名称

建築物の用途

処理対象人員（人槽）　　　　　　　　　　　人（　　　　人）

浄化槽協会登録番号　　　　　（単・合）第　　　　　号

浄化槽製造業者名

別表のとおり適正に施工し確認したことを報告します。

　　　年　　　月　　　日

浄化槽工事業者　住所・氏名・登録番号

登録・届　　知事（　　－　　）第　　　　　号

担当浄化槽設備士　氏名　交付番号

第　　　　　　　　　号

別紙５

誓　　　約　　　書

年　　　月　　　日

多古町長　　　　　　　　　　　　様

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　㊞

　私は、多古町から補助を受けて設置する合併処理浄化槽について、浄化槽法（昭和58年法律第43号）を遵守し、下記の事項を適正に行うことを誓約します。

記

・浄化槽法第１０条に規定する保守点検及び清掃の実施

浄化槽法（抜粋）

（浄化槽管理者の義務）

第10条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年１回（環境省令で定める場合にあっては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。

２　省　略

３　省　略

浄化槽法施行規則（抜粋）

（保守点検の回数の特例）

第6条　省略

２　浄化槽に関する法第10条第1項 の規定による保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに1回以上とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処理方式 | 浄化槽の種類 | 期間 |
| 分離接触ばつ気方式、嫌気ろ床接触ばつ気方式又は脱窒ろ床接触ばつ気方式 | 1　処理対象人員が20人以下の浄化槽 | 4月 |
| 2　処理対象人員が21人以上50人以下の浄化槽 | 3月 |

以下省略